

○盛岡・紫波地区環境施設組合監査委員が管理する行政情報に関する
盛岡・紫波地区環境施設組合行政情報公開条例施行規程

平成18年3月16日監査委員訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、盛岡・紫波地区環境施設組合行政情報公開条例（平成18年盛岡・紫波地区環境施設組合条例第2号）の施行に関し、監査委員が管理する行政情報の公開等について必要な事項を定めるものとする。

(行政情報の公開等)

第2条 行政情報の公開等については、管理者が管理する行政情報に関する盛岡・紫波地区環境施設組合行政情報公開条例規則（平成18年盛岡・紫波地区環境施設組合規則第1号）第2条に基づく町長が管理する行政情報に関する矢巾町行政情報公開条例施行規則（平成11年矢巾町規則第19号。以下「矢巾町規則」という。）の例による。ただし、矢巾町規則第6条第3項及び第8条の規定は、この限りでない。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。